

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○北海道環境影響評価条例による第二種事業に係る判定の基準の一部改正 (環境政策課)	82
○危険薬物の指定の解除..... (医務業務課)	82
○土地改良法による道営換地処分..... (農業施設管理課)	82
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	82
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	82
○海岸保全区域の指定の一部改正..... (維持管理防災課)	83
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	83
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	84
○特定調達契約に係る入札の公告.....	85

告 示

北海道告示第132号

平成11年北海道告示第126号（北海道環境影響評価条例による第二種事業に係る判定の基準）の一部を次のように改正する。

令和3年2月24日

北海道知事 鈴木直道

1の(5)のシ中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

1の(5)のセ中「第15条第1項又は第4項」を「第18条第1項又は第4項」に改める。

北海道告示第133号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第5項の規定により、次のとおり危険薬物の指定を解除する。

令和3年2月24日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物の指定を解除する物

- 1 エチル＝2－[1－（5－フルオロペンチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3，3－ジメチルブタノアート及びその塩類
- 2 メチル＝[1－（4－フルオロベンジル）－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3－メチルブタノアート及びその塩類
- 3 （8R）－1－（シクロプロパンカルボニル）－N，N－ジエチル－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキサミド及びその塩類
- 4 メチル＝3－メチル－2－[1－（ペント－4－エン－1－イル）－1H－インドール－3－カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類

北海道告示第134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、上富良野町東中南部地区の換地処分をした。

令和3年2月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第135号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年2月24日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 釧路市阿寒町下仁々志別224の2・225の1・225の12（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第136号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年2月24日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 石狩郡当別町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び当別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第137号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和3年2月24日

北海道知事 鈴木直道

5 天塩沿岸海岸保全区域の表天塩沿岸の(14)稚内海岸の稚内市の項海岸保全区域の欄9の事項を次のように改める。

9 大字稚内村字ルエベンルモ西稚内漁港南側水域境界延長線と521番地の4東側境界との交点（A点）と495番地の6南角（B点）を結ぶ線、B点と141番地の8南角（C点）を結ぶ線、C点と28番地の1北角（D点）を結ぶ線、D点と688番地の2南角（E点）を結ぶ線、E点と926番地の1南西角（F点）を結ぶ線、F点と1224番地北東角（G点）を結ぶ線、G点と1684番地南角（H点）を結ぶ線、A点とA点から西稚内漁港区域水域境界線沿いに118.250メートルの点（①点）まで引いた線、①点と①点から方向角154度13分17秒の方向728.462メートルの点（②点）を結ぶ線、②点と②点から方向角144度50分59秒の方向408.862メー

ルの点（③点）を結ぶ線、③点と③点から方向角136度42分21秒の方向566.545メートルの点（④点）を結ぶ線、④点とF点から西に90メートルの点（⑤点）を結ぶ線、⑤点とG点から西に130メートルの点（⑥点）を結ぶ線、⑥点とH点から西に110メートルの点（⑦点）を結ぶ線及び⑦点とH点を結ぶ線とによって囲まれた区域

道教育庁教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第19号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年2月24日

北海道教育庁石狩教育局長 堀本厚

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) 落札に係る物品等の名称 石狩管内道立学校で使用する電力

(2) 低圧電力の契約種別及び調達予定数量

ア 従量電灯B

(ア) 契約電力（1契約当たりの単価）

a 30A 1校

b 40A 1校

(イ) 使用電力量

a 最初の120kWhまで（1kWh当たりの単価） 2校 1,904kWh

b 120kWhを超え280kWhまで（1kWh当たりの単価） 2校 1,512kWh

c 280kWhを超える分（1kWh当たりの単価） 2校 12,256kWh

イ 従量電灯C

(ア) 契約電力（1kVA当たりの単価） 2校 58kVA

(イ) 使用電力量

a 最初の120kWhまで（1kWh当たりの単価） 2校 2,801kWh

b 120kWhを超え280kWhまで（1kWh当たりの単価） 2校 2,927kWh

c 280kWhを超える分（1kWh当たりの単価） 2校 8,666kWh

ウ 低圧電力

(ア) 契約電力（1kW当たりの単価） 5校 53kW

(イ) 使用電力量（1kWh当たり単価） 5校 8,098kWh

2 落札を決定した日

令和3年2月12日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 リエスパワーネクスト株式会社
- (2) 住 所 東京都豊島区東池袋4丁目21番1号

4 落札金額

- (1) 従量電灯B
 - ア 契約電力（1契約当たりの単価）
 - (ア) 30A 693円00銭
 - (イ) 40A 924円00銭
 - イ 使用電力量
 - (ア) 最初の120kWhまで（1kWh当たりの単価） 23円87銭
 - (イ) 120kWhを超え280kWhまで（1kWh当たりの単価） 23円98銭
 - (ウ) 280kWhを超える分（1kWh当たりの単価） 23円98銭
- (2) 従量電灯C
 - ア 契約電力（1kVA当たりの単価） 231円00銭
 - イ 使用電力量
 - (ア) 最初の120kWhまで（1kWh当たりの単価） 23円87銭
 - (イ) 120kWhを超え280kWhまで（1kWh当たりの単価） 23円98銭
 - (ウ) 280kWhを超える分（1kWh当たりの単価） 23円98銭
- (3) 低圧電力
 - ア 契約電力（1kW当たりの単価） 554円92銭
 - イ 使用電力量（1kWh当たりの単価） 17円60銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年1月15日付け北海道教育庁石狩教育局告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第22号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年2月24日

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和3年2月24日に一般競争入札の公告を行うスクールバス運行契約

- ア 北海道札幌養護学校スクールバス運行業務
- イ 北海道札幌養護学校白桜高等学園スクールバス運行業務
- ウ 北海道真駒内養護学校スクールバス運行業務
- エ 北海道拓北養護学校スクールバス運行業務
- オ 北海道星置養護学校スクールバス運行業務
- カ 北海道星置養護学校ほしみ高等学園スクールバス運行業務
- キ 北海道札幌伏見支援学校スクールバス運行業務
- ク 北海道拓北養護学校スクール運行業務（増便分）

- (2) 資 格 スクールバス運行契約入札参加資格（以下「資格」という。）

- (3) 特 定 役 務 の 種 類 陸上運送サービス

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の許可を現に受けている者であること。
- (2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ届け出ていること。
- (3) 令和元年度又は令和2年度において種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であり、4に定める一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中であるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和3年2月24日（水）から同年3月5日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。

- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第23号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年2月24日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び調達予定数量
- ア 北海道札幌養護学校スクールバス運行業務（1日当たりの単価）
イ 北海道札幌養護学校白桜高等学園スクールバス運行業務（1日当たりの単価）
ウ 北海道真駒内養護学校スクールバス運行業務（1日当たりの単価）
エ 北海道拓北養護学校スクールバス運行業務（1日当たりの単価）
オ 北海道星置養護学校スクールバス運行業務（1日当たりの単価）
カ 北海道星置養護学校ほしみ高等学園スクールバス運行業務（1日当たりの単価）
キ 北海道札幌伏見支援学校スクールバス運行業務（1日当たりの単価）
ク 北海道拓北養護学校スクールバス運行業務（増便分）（1日当たりの単価）
- 調達予定数量については、別紙「学校別コース一覧」のとおりとする。
（別紙「学校別コース一覧」は省略し、3の場所に備え置いて縦覧に供する。）
- アからクまでについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間

- ア (1)のアからキまで 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
イ (1)のク 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 履行場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
令和3年北海道教育庁石狩教育局告示第22号に規定するスクールバス運行契約入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階共用会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）
(2) 入札日時 令和3年3月12日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月11日（木）午後5時までに必着）
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の可否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5872

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

- a The school bus services contract of the Hokkaido Sapporo Special Needs School
- b The school bus services contract of the Hokkaido Sapporo School Hakuou High School Special Needs School
- c The school bus services contract of the Hokkaido Makomanai Special Needs School
- d The school bus services contract of the Hokkaido Takuhoku Special Needs School
- e The school bus services contract of the Hokkaido Hoshioki Special Needs School
- f The school bus services contract of the Hokkaido Hoshioki School Hoshimi High School Special Needs School
- g The School bus services contract of the Hokkaido Sapporo Fushimi Special Needs School
- h The school bus services contract of the Hokkaido Takuhoku Special Needs School

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 12, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 11, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan

Phone : 011-204-5872
